

令和7年度第2回富岡地域保健医療対策協議会 及び第2回同協議会地域医療構想部会

次 第

日時：令和7年10月24日（金）午後7時～
会場：群馬県富岡合同庁舎 1階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 新たな地域医療構想について
- (2) かかりつけ医機能報告制度について
- (3) 病床数適正化支援事業について
- (4) 令和6年度病床機能報告の結果について

4 閉会

配付資料一覧

- 富岡甘楽地域保健医療対策協議会会則、地域医療構想部会設置要綱
- 構成員名簿、出席者名簿、座席表
- 資料1 新たな地域医療構想について
- 資料2 かかりつけ医機能報告制度について
- 資料3 病床数適正化支援事業について
- 資料4 令和6年度病床機能報告の結果について
- アンケート回答様式

富岡甘楽地域保健医療対策協議会 会則

[目的]

第1条 この協議会は、医療を受ける機会に恵まれない地域住民の健康を保持増進するため、地域の実情に即応した医療供給体制の確立とその推進を図ることを目的とする。

[名称]

第2条 本協議会は、富岡甘楽地域保健医療対策協議会と称し、事務局を富岡保健福祉事務所に置くものとする。

[業務]

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 救急医療対策に関すること。
- (2) べき地医療確保に関すること。
- (3) 地域保健医療に関すること。
- (4) 地域医療構想に係る調整・協議に関すること。
- (5) その他、地域住民の医療確保に関すること。

[組織]

第4条 本協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 構成員は富岡保健福祉事務所長が選任する。
- 3 本協議会に幹事を置くことができる。

[任期]

第5条 構成員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成員が任期途中に交代した場合には、後任構成員の任期は前任構成員の残任期間とする。

[役員]

第6条 本協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

[会議]

第7条 本協議会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の開催にあたっては、会議に付すべき案件、日時及び場所等を予め構成員に通知しなければならない。

[部会]

第8条 本協議会は病院等機能部会及び地域医療構想部会を置くほか、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

2 部会は、別表に掲げる構成員で構成する。ただし、構成員以外の者を部会に加えることができるものとする。

[雑則]

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮り別に定める。

(附則)

1 この会則は、昭和61年10月1日から施行する。

2 協議会発足当初の任期は、第5条の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

(附則)

この会則は、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、平成11年11月11日から適用する。

(附則)

この会則は、平成27年7月29日から適用する。

(附則)

この会則は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から適用する。

(付則)

この会則は、平成31年4月1日から適用する。

(付則)

この会則は、令和2年9月1日から適用する。

(付則)

この会則は、令和3年11月22日から適用する。

(付則)

この会則は、令和4年4月1日から適用する。

別表

富岡甘楽地域保健医療対策協議会構成員等

区分	協議会を組織する構成員の職等	病院等機能部会	地域医療構想部会
行政	富岡市長		
	下仁田町長		
	南牧村長		
	甘楽町長		
医療	富岡市甘楽郡医師会長	○	○
	富岡市甘楽郡医師会副会長	○	
	富岡甘楽歯科医師会長		
	富岡甘楽薬剤師会長		
中核病院	公立富岡総合病院の代表者	○	○
	下仁田厚生病院長	○	○
	公立七日市病院長		○
	西毛病院の代表者		○
消防本部	富岡甘楽広域消防本部消防長		
その他	群馬県看護協会富岡地区支部長		
	診療所の代表者		○
	保険者の代表者		
協議会構成員以外で部会構成員とする者	管内市町村の代表者	○	

富岡甘楽地域保健医療対策協議会 地域医療構想部会設置要綱

[目的]

第1条 この部会は、富岡構想区域における、地域医療構想の実現に向け、必要事項に関する協議・検討を行い、その推進を図ることを目的とする。

[名称]

第2条 本部会は、富岡甘楽地域保健医療対策協議会地域医療構想部会と称し、事務局を富岡保健福祉事務所に置くものとする。

[業務]

第3条 本部会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (4) その他、地域医療構想の達成の推進に関する協議

[組織]

第4条 本部会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

[役員]

第5条 本部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

[会議]

第6条 本部会は必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議の開催にあたっては、会議に付すべき案件、日時及び場所等を予め部会員に通知しなければならない。

[雑則]

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会長が部会に諮り別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

富岡甘楽地域保健医療対策協議会構成員名簿

令和7年4月1日 現在

No	役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名	地域医療構想部会
1	構成員 (会長)	榎本 義法	富岡市長(健康推進課)	
2	構成員	岩崎 正春	下仁田町長(保健課)	
3	構成員	長谷川 最定	南牧村長(保健福祉課)	
4	構成員	森 平 仁 志	甘楽町長(健康課)	
5	構成員 (副会長)	武田 滋利	富岡市甘楽郡医師会会長 西毛病院代表	○ 部会長
6	構成員	宮崎 誠	富岡市甘楽郡医師会副会長	
7	構成員	茂木 忠泰	富岡甘楽歯科医師会会長	
8	構成員	中田 鈴代	富岡甘楽薬剤師会会長	
9	構成員	佐藤 尚文	公立富岡総合病院代表 (富岡地域医療企業団企業長)	○
10	構成員	山下 均	下仁田厚生病院院長	○
11	構成員	竹原 健	公立七日市病院院長	○
12	構成員	大竹 雄二	富岡甘楽地域診療所代表	○
13	構成員	渡辺 将博	富岡甘楽広域消防本部消防長	
14	構成員	井出 和美	群馬県看護協会富岡地区支部長	
15	構成員	田邊 剛一	保険者代表 (全国健康保険協会群馬支部)	

※任期 令和6年11月1日～令和8年10月31日

令和7年度 第2回富岡甘楽地域保健医療対策協議会・第2回地域医療構想部会
出席者名簿

1 構成員

	所属団体及び役職名	氏名	協議会	部会
1	富岡市長	榎本 義法	会長	
2	富岡市甘楽郡医師会長	武田 滋利	副会長	部会長
3	下仁田町長 (代理:保健課長)	岩崎 正春 (今井 美和)	○	
4	南牧村長 (代理:住民生活部長)	長谷川 最定 (市川 孝)	○	
5	甘楽町長	森平 仁志	○	
6	富岡市甘楽郡医師会副会長	宮崎 誠	○	
7	富岡甘楽歯科医師会長	茂木 忠泰	○	
8	富岡甘楽薬剤師会長	中田 鈴代	○	
9	公立富岡総合病院代表(富岡地域医療企業団企業長)	佐藤 尚文	○	○
10	公立七日市病院長	竹原 健	○	○
11	下仁田厚生病院長	山下 均	○	○
12	富岡甘楽地域診療所代表	大竹 雄二	○	○
13	富岡甘楽広域消防本部消防長 (代理:警防課長)	渡辺 将博 (井出 利久)	○	
14	群馬県看護協会富岡地区支部長	井出 和美	○	
15	全国健康保険協会群馬支部業務部長	田邊 剛一	○	

2 市町村関係者等

16	富岡市 健康福祉部 健康推進課長	萩原 義則	
17	甘楽町 健康課長補佐	峯岸 勇夫	
18	下仁田厚生病院 事務部長	小金澤 修路	

3 群馬県関係

19	健康福祉部	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 室長	高橋 智之	
20		〃 〃 補佐(医療・福祉連携推進係長)	浅見 大介	
21		医務課 医療計画係 副主幹	堀越 寛樹	
22		障害政策課 精神保健室 主任	境野 薫	
23	富岡保健福祉事務所	所長	植杉 充	
24		医監(保健所長)	阿部 勝延	
25		次長(総務福祉係長)	家中 耕也	
26		総務福祉係 主幹	小巻 裕子	
27		〃 主幹専門員	有阪 俊彦	
28		〃 副主幹専門員	伊藤 勝次	